

令和6年5月16日提出

令和6年5月那須塩原市議会
臨時会議議案

那須塩原市

令和6年 5月那須塩原市議会臨時会議 付議事件

議案番号	件名	主管
議案第54号	那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	企画部
議案第55号	那須塩原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	保健福祉部

議案 第54号

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 5月16日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年那須塩原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項本文中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

議案 第55号

那須塩原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 5月16日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第123号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。